



答 申 第 1 号
令和 5 年 2 月 8 日

田布施町長 東 浩二 様

田布施町情報公開・個人情報保護審査会
会長 中 坪 清



答申書の送付について

令和4年11月29日付け田総発第299号にて諮問のあったことについて、別添のとおり回答します。

諮問庁：総務課

諮問日：令和4年11月29日

答申日：令和5年2月6日

答申書

第1 審査会の結論

「令和3年4月9日付田布施町公益通報書に基づく通報について、外部窓口である中山修身法律事務所と田布施町総務課がやりとりした文書等及び内部通報受付表に記載されている請求人の情報のうち「文書等に係るもの」につき、部分開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

部分開示決定を取消し、公開決定を求める。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

部分開示の理由は保護条例14条6号に該当し、公益通報に係る外部窓口と内部窓口による調査内容や検討内容が明らかになり、同様の公益通報の事案において、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとおそれがあるためというが、保護条例の解釈及び運用は、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する住民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

また、部分開示の方法が不適切であり請求人の個人情報に当たるものがまったく見当たらず、これでは部分開示の意味がないと主張する。

(2)意見書

請求人は以下の理由により、処分庁の言い分を認めるべきではないと主張する。

文書については、外部窓口が請求人から受けた通報内容、請求人に質問して聴取した事項、通報年月日、通報者名等が記載されている。

外部窓口が通報受付時の業務には、独自に受理の可否を検討したり、調査したりする業務はないため、調査内容・検討内容が記載されることはなく、特に請求人以外の関係職員等が真実や率直な意見を述べていることはなく、開示できない理由はない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

令和3年9月24日	審査請求人より本件開示請求を受理
令和3年10月6日	審査請求人に対し、本件開示請求に対する部分開示の決定を通知

令和4年1月5日	審査請求人より、部分開示決定に対する不服の申立てを受理
----------	-----------------------------

2 諮問庁の主張

法人の情報、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むため、条例14条に基づき、同条第3号及び第6号に該当する部分を非開示とする。

3 諮問庁の考え方

本件個人情報、請求人が行った公益通報の対応について、公益通報要綱第5条第3項に基づく、受理の可否についての外部窓口と内部窓口間の検討内容に関する情報が含まれている。公益通報に関する調査内容や検討内容等の情報開示をすることになれば、今後の公益通報の事案において、関係職員等が真実や率直な意見を述べることを躊躇すること等により、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例14条第6号に該当し開示できない。また、開示すると法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を含むため条例14条第3号に該当し開示できない。また、条例14条第5号に該当し開示できない。

4 結論

本件開示請求については、条例14条の規程に基づき、該当部分を非開示としたものであり、原処分は妥当である。

第4 審議結果の経緯

令和4年11月29日	諮問庁より諮問書を受理・審査
令和4年12月26日	請求人より意見書を受理
令和5年 1月24日	審査

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、請求人が開示を求めるものであるところ、処分庁は部分開示とする原処分を行った。

これに対し、請求人は、不開示とした部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は相当としていることから、本件対象個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報の該当性について検討する。

2 決定の妥当性について

(1)諮問庁は部分開示決定の妥当性について上記第3の3のとおり説明する。

(2)そこで検討すると、条例第14条第6号に該当する部分を非開示とした判断は妥当であると判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 委員

中坪 清、藪本 知二(1月24日欠席)、田中 孝道、塩田 和子、山根 和美